

平成29年 8 月 29日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第197号	御幸西2丁目 第3号線	南区御幸西2丁目655番12	地先	
		南区御幸西2丁目655番16	地先	
議第198号	御幸笛田3丁目 第6号線	南区御幸笛田3丁目1237番6	地先	
		南区御幸笛田3丁目1237番15	地先	
議第199号	城山半田3丁目 第3号線	西区城山半田3丁目1333番	地先	
		西区城山半田3丁目1315番5	地先	
議第200号	城山半田3丁目 第4号線	西区城山半田3丁目1315番15	地先	
		西区城山半田3丁目1315番8	地先	
議第201号	中島町 第41号線	西区中島町759番2	地先	
		西区中島町759番8	地先	
議第202号	戸島西3丁目 第3号線	東区戸島西3丁目3434番7	地先	
		東区戸島西3丁目3434番17	地先	
議第203号	四方寄町 第35号線	北区四方寄町553番5	地先	
		北区四方寄町553番7	地先	
議第204号	鶴羽田町 第47号線	北区鶴羽田町1126番15	地先	
		北区鶴羽田町1126番14	地先	
議第205号	舞原 第8号線	南区城南町舞原373番3	地先	
		南区城南町舞原371番6	地先	
議第206号	八景水谷1丁目 第17号線	北区八景水谷1丁目1202番2	地先	
		北区八景水谷1丁目1213番1	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第207号	子飼本町黒髪 2丁目 第3号線	中央区子飼本町288番2	地先	
		中央区黒髪2丁目1347番1	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 道路整備